

竜王小学校仮設学童保育所賃貸借 仕様書

1 趣旨

令和6年度より竜王小学校区の学童の利用児童数が増えることに伴い、既存学童保育所の横に仮設学童保育所を設置するものである。

2 適用

本仕様書は、「竜王小学校仮設学童保育所賃貸借」に適用するものとし、その履行にあたっては、本仕様書に基づき実施しなければならない。

3 定義

- (1) 本仕様書において、竜王町を「発注者」、請負業者を「受注者」と定義する。
- (2) 「竜王小学校仮設学童保育所賃貸借」には、施設の建築（諸手続を含む）、賃貸借、解体撤去を含むものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和8年4月30日まで

ただし、原則として、当該施設の建築、使用、解体撤去それぞれの期間は以下のとおりとする。

- (1) 仮設学童保育所建築・備品設置 令和6年3月31日まで
上記期間内に建築工事を完了し、本物件に含まれる賃貸借備品を設置のうえ引渡しを行うこと。
- (2) 仮設学童保育所使用期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
賃貸借は、令和6年4月1日から開始する。
- (3) 仮設学童保育所解体撤去期間
令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
上記期間内に本物件の解体・撤去を完了し、設置場所を真砂土および苦汁散布するなど原状に復すること。

5 契約方法

契約当初に、施設建築、使用、解体撤去を一括して建物賃貸借契約を締結する。

6 入札金額

消費税および地方消費税抜きの総額を記載すること。

7 賃貸物件

(1) 設置場所

滋賀県蒲生郡竜王町大字綾戸275番地

(2) 構造・規模

構造：軽量鉄骨造平屋建て

床面積：約89㎡

※詳細は、別添資料参照のこと。

(3) 外装仕上げ

※詳細は、別添資料参照のこと。

(4) 内装仕上げ

※詳細は、別添資料参照のこと。

(5) 外構工事

- ・フェンス工事（新設フェンスH=2m L=約30m）、新設片開扉（H=2m×1箇所）
（仮設学童保育所解体時に、新設フェンスも撤去のこと。）
- ・既存フェンス(H=2.4m)のフェンス部2箇所取り外しのこと。対象箇所は別添資料を参照のこと。
- ・玄関ポーチ、スロープの設置。（手摺も取付のこと。）
- ・仮設学童保育所と既存学童保育所との間を舗装すること。（約2m）

(6) 留意事項

- ・出入口は、2枚引込み戸とすること。
- ・各窓には、カーテンおよびカーテンレールを設置のこと。
- ・静養スペースには、吊りカーテンを設置のこと。
- ・玄関外部には、雨等がかからないように庇を設置すること。

8 支払条件

本業務の支払は、下記による。

契約金額を24箇月で按分し、賃貸借開始の翌月から月払で支払うものとする。

※期間変更に伴い金額に変更が生じる場合は、別途協議とする。

9 賃貸借備品

発注者の指示する場所に設置し、必要に応じて転倒防止措置を施すこと。

- ・生徒用ロッカー（40人分）
- ・シューズボックス 中棚付き（40人分）
- ・ウォシュレット付き洋式便器（暖房便座1基）
- ・トイレ手洗い
- ・トイレ手洗い化粧鏡（W=450、H=600程度）
- ・紙巻器
- ・流し台（IH1口コンロ、電気温水器12L）

10 電気・設備工事

(1) 電気設備工事

電灯回路については、既存学童保育所の引込開閉器盤の改造を行ったうえで分岐するものとし、増設申請を行うこと。

空調機器については、動力回路として新規申込みを行うこと。

電力申請費および増設に伴う盤改造、幹線、開閉器の変更については、受注者が負担すること。

※詳細は、別添資料参照のこと。

(2) 給排水設備工事

既存学童保育所から分岐を行うこと。

※詳細は、別添資料参照のこと。

(3) 衛生器具設備工事

※詳細は、別添資料参照のこと。

(4) 空調換気設備

既存学童保育所の電灯回路の容量が無い場合、動力回路とする。

※詳細は、別添資料参照のこと。

(5) 消防設備

消防法に基づく必要設備一式を設置すること。

(6) 上記のほか、一般的な設備を有すること。

(7) 工事用水および工事用電力は、受注者負担とする。

(8) 新たに建築する仮設学童保育所について、基礎の増、地盤改良の費用について、必要であれば本件に見込むものとする。

11 その他付帯工事

工事箇所付近の樹木の枝払いを行う。

12 安全対策

(1) 工事期間中は、災害・危険防止等に最善の対策を行い施工すること。

(2) 工事中、交通誘導員を適宜配置すること。

(3) 工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、近隣に配慮した計画とすること。

(4) 工事にあたっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。

(5) 解体撤去の際は、事前に関係者と十分に調整を行うこと。

13 仮囲い等

仮設学童保育所建築時・解体撤去時には、別添資料のとおり仮囲いを設置し、安全確保を図ること。

14 その他

- (1) 受注者は契約後速やかに、本仕様書および別添資料等に基づき詳細設計・申請資料等の作成を行い、事前相談・許認可申請・確認申請等の手続きを受注者の責で完成させること。
各手続にかかる費用等も本契約に含む。
- (2) 建築工事に伴い必要となる消防・電力等の各種申請届出等は、本契約に含むものとする。
- (3) 本物件には、火災保険等の損害保険を付保すること。
当該費用および本物件に係る公租公課は全て賃借料に含むものとする。
- (4) 建築工事等の作業は、施設の特性上、工事可能日・時間が制限される場合があるため、事前に関係者と十分協議のうえ行うこと。
- (5) 仮設学童保育所使用期間内において、本物件および賃貸借備品が緊急に保守または修理・交換を要する場合には、速やかに修理・交換等を行うこと。

15 引渡検査

- (1) 受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続きを経たうえで、その旨を発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者は完了の通知を受けたときは、速やかに確認の検査を行う。
検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- (3) 検査に合格したときは、発注者は速やかに引渡しを受けるものとする。
- (4) 引渡しに際し受注者は、維持保全に関する資料、諸官庁届出書、その他必要書類を発注者に提出する。

16 維持管理

受注者は賃貸借期間中、必要な修繕義務を負うものとする。

各々費用負担する事項については次のとおりとし、それ以外の事項については、その都度協議により決定する。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 公 租 公 課 | 受注者 |
| (2) 火 災 保 険 | 受注者 |
| (3) 法 定 点 検 | 発注者 |
| (4) 各 種 消 耗 品 | 発注者 |
| (5) 電 気 ・ 水 道 料 金 | 発注者 |
| (6) 機 械 警 備 | 発注者 |
| (7) 清 掃 | 発注者 |

17 本仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議により決定する。